**【テーマ４】　地域福祉を推進します**

|  |  |
| --- | --- |
| **めざす方向** | ◆現に経済的に困窮している方や、ニート、引きこもりの方などに対して幅広く相談を受け付けるとともに、相談者の方の状況に応じた支援を行い、日常的自立や社会生活自立とともに職業的な自立ができる仕組みづくりを目指します。◆社会福祉法の改正を受け、府内社会福祉法人の適正な法人運営の確保と所轄庁（府内市町村）の連携・協力により、円滑に法施行を図ります。◆民生委員・児童委員制度の持続的発展のため、民生委員・児童委員が抱える負担を軽減するとともに、次世代の担い手確保を図る取組みを進め、「大阪独自の地域の支え合いシステム」の構築をめざします。◆民間の資金・ノウハウ等を導入し、福祉基金を活用した新たな仕組みづくり（使途特定型寄付制度等）を通じて、複雑・多様化する社会的課題の解決を図ります。◆成年後見制度のニーズが高まる中、権利擁護の推進を図るため、市民後見事業の普及促進策や人材養成のあり方等について、多様な専門職や関係機関等と連携を図りながら、検討を行い、すべての府民が居住地に影響されることなく、市民後見人のサービスを受けることができるよう、環境整備を図ります。◆援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい方々についての啓発のあり方について検討を進めます。（中長期の目標・指標）・民生委員・児童委員制度の認知度：平成31年度 80％　・民生委員・児童委員の充足率（平成31年12月一斉改選）：100.0％・新たな仕組み（使途特定型寄付制度等）を活用した事業実施数：平成31年度 8事業・市民後見人養成に参画する市町村数：平成29年度 28市町村、平成31年度 全市町村 |

|  |
| --- |
| **生活困窮者自立支援法に関する事業実施** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール等）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■生活困窮者支援制度に関する事業実施**・福祉事務所設置自治体の取組促進・広域支援任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、以下の取組みを行う。①市町村会議等を開催する②市町村訪問を実施する。③事業を実施する上での課題の整理と今後の対応に関する検討会議を開催する。④相談員のスキル向上を目的とした事例検討等も含めた学習会等を実施する。（スケジュール）①28年5,7,9月,29年3月：市町村会議を開催②28年5～7月：市町村訪問③28年7,9月：事業ごとの検討会議を開催④28年6,9,11月,29年1月：事例検討等も含めた学習会等を開催・府福祉事務所設置自治体【郡部（島本町を除く町村）】における事業実施①庁内連携を進めるため、池田・富田林・岸和田の各子ども家庭センターにおける、関係機関の担当者が出席した合同支援調整会議を開催する。　②学習支援事業について、高校中退防止の取組み及び　　家庭訪問の強化を行うなど、充実強化する。**■社会福祉法人のさらなる地域貢献事業を具体化**　（社会福祉法人による就労訓練事業や学習支援事業等への参加・協力）①市町村と「地域貢献委員会（社会福祉施設連絡会）等との連携の働きかけ。②就労訓練事業や学習支援事業への積極的な協力・参画を図る。③自立相談支援機関の支援員等と認定就労訓練事業所の就労支援担当者との交流・情報交換等の会議を開催する。（スケジュール）①②28年5,7,9月,29年3月：市町村会議において、連携の働きかけ、就労訓練事業等への協力事例等を説明・報告する。③28年8,29年2月：交流・情報交換等の会議を開催する。**■「広域就労支援事業」による地域就労支援事業の実施及び企業との連携の仕組みづくりの検討**・広域就労支援事業を委託により実施①各参加自治体で広域就労準備支援事業が円滑に実施できるように、参加自治体と連携を図り、委託事業者と調整を行う。また、市町村会議等で広域就労支援事業の実施状況及び効果を報告して、府内自治体で情報共有し、29年度事業への参加を働きかける。②広域就労支援事業の実施により、自治体の就労支援のノウハウを蓄積する。（スケジュール）28年4月～：広域就労支援事業を6自治体により実施・参加自治体との個別調整。28年5月～：商工会議所等の業界団体との連携構築。28年5月～：就労体験等受入事業所の開拓、事業所リストの作成。28年5,8,12月29年3月：参加自治体が参画する定例報告会を開催。28年度中随時：「支援付き就労」の展開事例を参加自治体間で情報共有。28年5,7,9月,29年3月：市町村会議で広域就労支援事業の実施状況等を説明。 | ◇活動指標（アウトプット）・福祉事務所設置自治体の取組促進・広域支援を行う。①市町村会議等の開催：4回②市町村訪問の実施：全43市町村③事業ごとの検討会議の開催：2回④事例検討等も含めた学習会等の実施：4回◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・任意事業の拡充や他機関との連携の推進などにより、生活困窮者に対する自立支援策を強化。（数値目標）・府内自治体の任意事業の実施率：65.0%以上◇活動指標（アウトプット）・必須事業に加え、全ての任意事業においても被保護者就労準備支援事業（生活保護受給者）を一体的に実施。①各子ども家庭センター合同支援調整会議：各1回②学習支援を実施する教室数：14教室◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・任意事業の拡充や他機関との連携の推進などにより、生活困窮者に対する自立支援策を強化。（数値目標）・プラン（自立支援計画）作成件数（人口10万人あたり）：6.0件以上・学習支援受講者数：85人以上◇活動指標（アウトプット）社会福祉法人の地域貢献事業等への参画を促進。①市町村会議等において連携の働きかけ：2回②市町村会議等において事例の報告：2回 ③交流・情報交換等の会議の開催：2回◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・「地域貢献委員会（社会福祉施設連絡会）」と連携する市町村数の増加。就労訓練事業所の認定事業所数の増加。　（数値目標）　なし◇活動指標（アウトプット）①市町村会議で情報共有・働きかけ：4回②自治体の就労支援のノウハウの蓄積により、生活困窮者に対する就労支援が充実・強化。◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）なし（数値目標）・広域就労支援事業の利用者数：20人以上・28年度広域就労支援事業の参加自治体：10自治体 | ○福祉事務所設置自治体における任意事業の取組促進及び円滑な事業実施を支援するため、以下の取組みを行った。　・市町村連絡会議を5回開催し、各自治体への情報提供、意見交換等を行った（平成28年5月、7月、9月（2回）、平成29年2月）。　・全43市町村を訪問し、実施状況に関する聞き取り、意見交換、情報提供等を個別に実施。訪問結果を市町村へフィードバックした（平成28年6月～8月）。　・事業ごとの意見交換会を2回開催し、任意事業の取組み促進を図った（平成28年7月（学習支援事業等）、9月（家計相談事業））。　・事例検討等も含めた学習会（従事者研修）を3回開催し、相談支援員等のスキル向上を図った（平成28年6月、12月、平成29年2月）。また、市主導によるブロック会議の開催を働きかけたところ、４ブロックにおいて５回開催し、近隣自治体間の交流、意見交換を進めた（平成28年10月（中・南河内）、11月（北河内）、平成29年1月（泉州）、2月（豊能・三島、中・南河内）。＜任意事業の実施率＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 |
| 就労準備支援事業 | 43% | 71% |
| 一時生活支援事業 | 100% | 100% |
| 家計相談支援事業 | 26% | 31% |
| 学習支援事業 | 51% | 63% |
| 合計 | 57% | 66% |

○郡部（島本町を除く町村）において、必須事業に加え、全ての任意事業と被保護者就労準備支援事業（生活保護受給者）を一体的に実施するとともに、以下の取組みを行なった。　・各子ども家庭センター主催で、合同支援調整会議を開催。各管内町村担当課及び関係機関の担当者が出席し、意見交換等を行い、連携を深めた（平成28年5月（富田林）、7月（岸和田、池田）、平成29年2月（池田）、3月（富田林））。　・学習支援事業について、訪問型の学習支援も実施した。また、夏休み学習支援セミナー（平成28年8月）を新たに開催し、47名の子どもが参加した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成27年度 | 平成28年度 |
| プラン作成件数（人口10万人あたり） | 5.1件 | 4.7件 |
| 学習支援受講者数 | 30人 | 86人 |

○社会福祉法人の地域貢献事業等への参画促進のため以下の取組みを行った。　・市町村連絡会議において、社会福祉法人による就労訓練事業所への参画の働きかけ、地域貢献委員会と市町村との連携、学習支援の場として施設の提供等の取り組みを働きかける（平成28年5月）とともに、地域貢献員会との連携事例を紹介した（9月、平成29年2月）。　・全市町村訪問において、社会福祉法人等との連携について意見交換した。　・就労訓練事業所について、137事業所うち社会福祉法人114事業所）を認定した（平成29年3月31日現在）。※国の「平成28年度第3四半期の認定調査」では大阪府が全国で最多の認定数。○平成28年度から、生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労支援を効率的かつ効果的に行うため、広域就労支援事業を、大阪府も含めた6自治体により委託実施するとともに、本事業を推進するため以下の取組みを行った。　・事業を円滑に実施できるよう、委託事業者と調整を進めるとともに、参加自治体及び委託事業者と情報共有を図るため、定期報告会を４回開催（平成28年６月、８月、11月、平成29年２月）した。　・市町村連絡会議等（平成28年5月、7月）を通じて事業の実施状況、効果等を情報提供するとともに、広域就労支援事業に関する市町村説明会を２回開催（平成28年8月、10月）し、平成29年度事業への参加を働きかけたところ、新たに３つの自治体（９自治体）が参加することとなった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 平成28年度 | 平成29年度 |
| 広域就労支援事業の利用者数 | 29人 | ― |
| 参加自治体 | 6自治体 | 9自治体 |

 |
| **社会福祉法の改正及び法施行に向けた取組み** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | ■来年度の全面法施行に向け、制度の具体化に当たり国に要望等を行うとともに、社会福祉法人に対しては、府内市町村と連携して法人が取組むべき事項をわかりやすく周知・説明■社会福祉の主たる担い手として、社会的要請に応え、社会福祉事業を適正に運営し、地域貢献を積極的に実施している社会福祉法人を認証する制度の創設に向けた検討（スケジュール）・社会福祉法改正：政省令等の策定の状況を踏まえ対応・地域貢献認証制度　４月～5月：検討項目の精査　６月～　　 ：・大阪府社会福祉協議会関係者への事前説明　　　　　　　　　　・府市連絡会や府内市町村へ協力依頼　29年4月～：実施 | ◇活動指標（アウトプット）・社会福祉法改正府内市町村との合同説明会の開催や指導監査を通じ、社会福祉法人に周知・説明・地域貢献認証制度大阪府内に主たる事務所のある法人を対象に、指導監査結果と地域貢献の活動内容を勘案して、大阪府が認証する制度を創設◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・社会福祉法改正　社会福祉法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組みの実施に向けた方策を示し、適正な法人運営を推進・地域貢献認証制度認証を受けた社会福祉法人は認証プレートを掲示し、地域貢献活動を見える化することにより、多くの府民が施設を認知して、利用・相談することを促進（数値目標）・なし | ○社会福祉法改正・国への要望については、7月～8月にかけて全国知事会議等の場を活用し要望や意見具申を行った。・8月17日に府、中核市、一般市、町村が合同で、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた説明会」を開催し、制度改革の内容や留意事項を周知した。・11月11日付けで、厚生労働省局長通知が発出され、新定款の作成や新評議員会の選任方法等が示されていたため、府内市町村や所管法人に対して、平成28年度中に新定款の認可申請や新評議員を選任するよう、周知と協力依頼を行った。○地域貢献認証制度・社会福祉法人の地域貢献事業や優良な公益的取組み等に対する府の後押し方法について、大阪府社会福祉協議会等と検討を行った。 |
| **民生委員・児童委員活動の「負担軽減」と「担い手確保」** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■「民生委員・児童委員制度のあり方検討部会」報告書（H28.3策定）の実現に向けた取組みの具体化**・民生委員・児童委員の負担軽減を図るため、府内市町村へ報告書の周知・啓発を行うとともに、実態把握・先行事例の収集に取組み、広く市町村や民生委員・児童委員へ情報提供を行う。・府民の認知度向上を図り、民生委員・児童委員の担い手を確保するため、地域活動との関わりが薄い大学生をターゲットに民生委員・児童委員活動を体験（インターンシップ）・情報発信する「民生委員・児童委員活動の見える化」プロジェクトを実施する。（スケジュール）28年4月：市町村へ報告書の周知・啓発を実施　5～6月：協力大学・市町村との調整7～11月：プロジェクトの実施（インターンシップ、活動報告会等） 29年3月：市町村における先行事例の収集を実施 | ◇活動指標（アウトプット）・報告書を周知・啓発した市町村数（43市町村）・プロジェクトに参加する学生数（15人以上）・活動報告会の出席者数（50人以上）◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・報告書を踏まえた具体的取組みの実施により民生委員・児童委員の負担軽減が図られる。・プロジェクトを通じて、若者の地域活動への参加意欲が向上する。・民生委員・児童委員の認知度が向上する。（数値目標）・民生委員・児童委員制度の認知度50％（cf. H28.2 32.7％）・民生委員・児童委員の充足率(H28.12一斉改選)：98.0％（cf. H25.12一斉改選95.2％） | 〇「民生委員・児童委員制度のあり方検討部会」報告書の実現に向けて、以下の取組みを行った。・民生委員・児童委員の負担軽減を図るため、報告書を43市町村に周知・啓発を行った（5月）。・プロジェクトには、23人の学生がインターンシップに参加し、活動報告会を実施（出席者数94人）。〇プロジェクトなどの実施による成果は、以下のとおり。・負担軽減については、市町村地域福祉担当課長会議（3月）において、関係機関等と連携・調整し具体的な改善策等を提示する旨説明し、具体的に進めることとなった。・プロジェクトの参加学生にアンケートをしたところ、地域活動への参加意欲が向上した学生が８割近くいた他、将来福祉系の職に就きたいという思いが増した、という学生もいた。・Qネットを活用した民生委員・児童委員制度の認知度調査では、33.5％（H29.3）となった。・H28.12の一斉改選における民生委員・児童委員の充足率は、93.5％ |
| **福祉基金の有効活用** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■「地域福祉振興助成金（施策推進公募型・民間団体****提案型）」による効果的な支援の実施**・施策推進公募型事業を企画立案（公募テーマの抽出　等)するとともに、PDCAサイクルによる事業評価方法の見直しを検討する。（スケジュール）28年５～７月：企画立案のあり方、事業評価方法見直し検討７～９月：次年度募集テーマの抽出11月　　：地域福祉推進審議会福祉基金運営分科会にて審議28年12月～29年1月：助成金の募集**■民間の資金・ノウハウ等の導入による新たな寄付制度（使途特定型寄付制度等）の構築**・府が抱える社会的課題の解決を図るため、民間の資金・ノウハウ等を活用し、施策の見える化を図り、福祉分野事業を効果的・効率的に進める新たな事業スキームを検討する。（スケジュール）28年4月～6月：論点整理（仕組み・プレーヤー）を行い、事業スキームの検討28年6月～29年3月：プレーヤー等との調整、事業スキームの構築 | ◇活動指標（アウトプット）・施策推進公募型事業テーマ（必要性・重要性・緊急性のあるもの）を抽出するとともに、民間団体提案型事業を合わせて募集。・事業評価の数値化、評価結果の公表等。（活動・成果の見える化）◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・社会福祉課題解決に向けた緊急性・重要性のある事業テーマへの民間団体からの提案を募る。・助成事業の一層の透明化（見える化）を図る。（数値目標）・なし◇活動指標（アウトプット）・新たな寄付制度（使途特定型寄付制度等）の構築に向けた検討の実施。◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・民間企業等の新たな寄付制度への参画を促進する。（数値目標）・なし | ○社会福祉課題解決に向けた緊急性・重要性のある事業テーマへの民間団体からの提案を募るため、以下の取組みを行った。・施策推進公募型事業テーマにかかる効果的・効率的な選定方針等を設定し、H29年度は３つの公募テーマを抽出。（H29.1公募）　＜H29申請団体件数＞　　・施策推進公募型事業：4団体　　・民間団体提案型事業：10団体○助成事業の一層の透明化（見える化）を図るため、以下の取組を行った。・事業評価の数値化、評価結果の公表等にかかる「事業評価制度」を策定。（第２回大阪府地域福祉推進審議会福祉基金運営分科会にて承認（H28.11月）。H29年度より実施予定。）○民間企業等の新たな寄付制度への参画を促進するため、次について検討。・社会的課題の解決に向け、民間企業の資金とノウハウを有効活用するため、活用できる制度（企業版ふるさと納税制度、使途特定型寄附制度）について整理。・寄附等対象事業の整理及び民間ニーズの把握等について部内で進めており、ニーズに応じて、使途特定型寄附制度のスキーム構築を検討。 |
| **市民後見人の「普及促進」** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■国の動向等を踏まえた市民後見人の普及促進策・人材養成のあり方等の検討**・多様な専門職（弁護士等）等と連携を図りながら、これまでの事業実績・効果検証のうえに立った現状・課題を整理するとともに、他自治体の事例収集等を実施し、めざすべき方向性、利用者ニーズに沿った施策検討を行う。（スケジュール）28年8月～：検討部会の設置、開催（4回程度）29年3月：報告書のとりまとめ | ◇活動指標（アウトプット）・検討部会を開催し、報告書をとりまとめ（平成28年度末）◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・市民後見人の養成等に参画する市町村数を増やす。・市民後見人の認知度向上および活用促進を図る。（数値目標）・なし | ○多様な専門職（弁護士等）等と連携を図りながら、これまでの事業実績・効果検証のうえに立った現状・課題の整理、今後の市民後見人制度や普及促進策、人材養成のあり方等について検討するため、「大阪府地域福祉推進審議会」のもと「市民後見人の普及促進のあり方検討部会」を設置、第1回を開催（平成29年2月）。・　平成29年度市民後見人の養成等参画市町村数：23市町(政令市含む)・　市民後見人受任者数(平成28年度末・延べ)：206人（政令市含む） |
| **配慮を必要とする方に関する啓発への取組み** |
|  | **＜今年度何をするか（取組の内容、手法・スケジュール）＞** | **▷** | **＜何をどのような状態にするか（目標）＞** | **▶** | **＜進捗状況（H29.３月末時点）＞** |
|  | **■啓発のあり方についての具体的な検討**・援助や配慮を必要としていることが外見からはわかりにくい方々についての啓発のあり方について検討を進める。 | ◇活動指標（アウトプット）・関係団体等の意見聴取を行い、統一的なマークなども含めた効果的な啓発のあり方の検討。◇成果指標（アウトカム）（定性的な目標）・援助や配慮を必要とする方々への府民理解の促進。（数値目標）・なし | ○統一的なマークによる啓発の実施に向けて、以下の取組みを行った。・府内市町村への説明会の開催。・都道府県及び府内市町村への統一マークに関する調査の実施。・関係団体等への意見聴取の実施。・オール大阪での実施に向けた協力体制を整えた。 |

|  |
| --- |
| **【部局長コメント（テーマ４総評）】**自己評価 |
| **＜取組状況の点検＞**  | **＜今後の取組みの方向性＞**　 |
| ■生活困窮者自立支援制度に関する事業実施当初の目標を、ほぼ達成することができました。・生活困窮者自立支援法に関する取組項目について、府内の福祉事務所設置自治体に対する広域支援、郡部での事業実施を進めました。引き続き支援の充実を進めてまいります。■「社会福祉法改正及び法施行に向けた取組み」当初の目標を、達成することができました。・社会福祉法改正の周知を所轄の社会福祉法人に対し行い、新定款については全て認可しました。■「地域貢献認証制度」・大阪府社会福祉協議会とは情報の共有が図られ、当初の目標は、一部達成することができました。 | ■生活困窮者自立支援制度に関する事業実施・生活困窮者自立支援制度における更なる支援のため、広域自治体として就労支援の広域実施など支援の充実を図るとともに、郡部においては支援を充実強化してまいります。■「社会福祉法改正」・今後、社会福祉法人が法改正に基づき運営体制が確保され、定時評議員会の開催などについて、適正に実施されているか確認してまいります。■「地域貢献認証制度」・市町村等の意見も聞きながら、府内の社会福祉法人の地域貢献の後押し方法について、幅広く検討してまいります。 |